

# ◆◇ 労務管理のエッセンス ◆◇ (07/6月号) (第35号)

赤井労務マネジメント事務所 社会保険労務士 赤井孝文 akai2@mx52.fiki.ne.jp  
下関市長府金屋町4-21 電話45-5034 ホームページ <http://www.6064.jp>

## 勤務外に、社有車で起こした事故の使用者責任

自動車事故等により第三者に損害を与えた場合、その損害補償の責任を負うのは、実際に車を運転して事故を起こした者であることは言うまでもありません。しかし、事故を起こした本人に資力がなく、賠償能力がないときは、被災者は十分な補償を受けられないことになります。そこで、法律では、被災者救済の見地から、本人と一定の関係にある者にも賠償責任を負わせることにしています。民法第715条に規定する「使用者責任」の概念が、これに該当します。会社に雇われている者が、その会社の事業の執行について他人に損害を与えたときは、会社もその責任を負わなければならないという規定です。

★この使用者責任が問われるのは、次の3つの要件に該当する場合です。

①	ある事業のために他人を使用すること
②	被用者がその事業の執行について第三者に損害を与えたこと
③	被用者の行為が一般に不法行為であること



★ただし、次のような事情があるときには、使用者は責任を免れることができます。

イ	使用者が被用者の選任および監督について相当の注意を払ったとき
ロ	相当の注意を払っても事故が発生し、損害を防ぐことができなかつたであろうとき

ところが、自動車事故に関しては、この使用者の免責を認めた判例はほとんど見当たらず、使用者責任は無過失責任に近い状況となっているのが実情です。そうであっても、事故を起こさせないことに注力すれば、使用者責任を少なからず減じることができそうです。社有車の管理の徹底、非違行為と就業規則の制裁条項との連動等々、日頃からの労務管理が何よりも大事なのは言うまでもありません。

## 消えた年金問題・・・こんな人は要チェック！ (その1)

	チェックポイント	消えた(漏れの)可能性の高い記録
①	大学、短大、専門学校を20歳以上経過時に卒業した	学生時代の国民年金の記録
②	転職したとき失業期間があった	H9年当時に加入していた制度以外の記録(国民年金・厚生年金)
③	脱サラして起業した	H9年当時に加入していた制度以外の記録(国民年金・厚生年金)
④	パート、アルバイトで正社員なみに働いたことがある	パート、アルバイト時代の厚生年金の記録
⑤	会社を結婚退職して、会社員の夫を持つ専業主婦になった	会社員時代の厚生年金、専業主婦時代の国民年金の記録
⑥	会社員の夫を持つ専業主婦だが、一時期、パートに出て年収130万円を超えたことがある	パート時代の国民年金、厚生年金の記録

(週刊朝日6/15号より加筆修正)

このFAXがご不要でありましたら、誠に恐縮ではございますが、この紙面を折り返しFAXして頂くか、又はご一報頂ければと存じます。以後、ご送信を控えさせていただきますので、何卒ご容赦下さい。

FAX番号45-7166 不要 貴社名 \_\_\_\_\_